

2024 年度 個人研究実績・成果報告書

2025 年 4 月 10 日

所属	商経学部	職名	教授	氏名	栗林 隆
研究課題	包括的所得税の実行可能性				
研究キーワード	財政学・租税論	当年度計画に対する達成度	3.概ね順調に研究が進展し、一定の成果を達成したが、一部に遅れ等が発生した		
関連するSDGs項目	10. 人や国の不平等をなくそう	該当なし	該当なし	該当なし	

1. 研究成果の概要

ライフ・ワークである「包括的所得税の実行可能性」に関しては、公平をキーワードに首尾一貫した研究を継続した。研究方法は、古典を含む先行研究の徹底したサーベイである。

昨年度より、シャープ税制使節団のメンバーとして来日したヴィックリー(W.Vickrey)の、*Agenda for Progressive Taxation* (1947) のサーベイに取り組むことを始めた。その意義及び目的は、サイモンズ(H.Simons)の影響を強く受けたヴィックリーが包括的所得税論をベースとして諸問題に言及した名著であり、税制改革を考えるに当たって、現在でも参考するに値する古典として高い価値を有するからである。

本年度は、第 7 章 Succession Taxes—Miscellaneous Types (承継税—各種の種類) および第 8 章 The Bequeathing Power Succession Tax (遺贈力承継税) に焦点を当てた。承継税は、広義の概念から所得課税として考えることが有用である。遺贈力の概念を数学的に精緻化した承継税は、いわゆる世代飛ばしの贈与および相続に際して完璧な中立を達成できる。

わが国では、平成 15 年度税制改革において相続税と贈与税の一体化措置として相続時精算課税が創設された。本制度は、相続が発生した時点で、生前贈与を含む全ての財産が相続されたとみなして相続税を計算するため、本制度適用後、贈与の有無にかかわらず税負担が変わらないということから、中立性を確保することが可能となっている。ここで、特筆すべきは、生前贈与を誰に(世代飛ばし含む)、いつ(タイミング)に関わらず税負担が中立となるから、キャピタル・ゲイン課税の欠点であるロックイン・エフェクトが防止できることである。但し、資産移転課税に限定してのことであり、譲渡所得課税に関しては未解決のままである。

わが国の税制改革の理論ベースとして、ヴィックリーの遺贈力承継税が直接的ではないものの、包括的所得税論における資産移転課税の考え方の純粋な理論として出発点になっていることは明らかであろう。

2. 著書・論文・学会発表等

なし

3. 主な経費

文献を購入するための図書費

4. その他の特筆すべき事項(表彰、研究資金の受入状況等)

【その他の活動】

- ・国民健康保険運営協議会 会長 (市川市)

本文は2ページ以内にまとめること)